

中東欧諸国の家族政策

「新しい社会的リスク (NSRs)」の視点から

仙石 学

1. 「新しい社会的リスクへの対応」としての家族政策

本稿は体制転換期中の中東欧諸国における家族政策の変遷およびその多様化について、これを「新しい社会的リスク (New Social Risks: NSRs)」の視点から分析することを、主たる目的としている¹⁾。

筆者はすでに中東欧諸国の年金制度に関する比較を行い、そこでは基礎年金において確定支給を維持するかどうか、および上乘せとなる基金型・積立方式の年金制度への加入を強制とするかどうかという2点において国ごとに相違があり、その結果として国により異なる制度の組み合わせが導入されていること、ただしそれでも全体としては、既存の基礎年金の改編と新しい基金型の年金制度の導入とを組み合わせた多柱制の年金制度を構築したという点では共通して、いわば「多柱制の中の多様性」とでも称することのできる状況にあることを整理した (仙石 2007a)。そしてこのような状況が生じた理由として、中東欧諸国における年金制度に関しては、当初の改革案の作成の際に賦課方式と積立方式とを組み合わせることで多様なリスクに対処するという、世界銀行などの国際機関により提示されたモデルが一般的に受け入れられていて、その後の

(1) 本稿において「中東欧諸国」とは、基本的には2004年にEUに加盟した8カ国(チェコ、エストニア、ハンガリー、ラトヴィア、リトアニア、ポーランド、スロヴァキア、スロヴェニア。以下本稿では、この諸国をEU-8と称する)に加えて、2007年にEUに加盟したブルガリアとルーマニア、および加盟候補国のクロアチアを指すものとする。ただし本稿の分析対象は、EU-8諸国に限定している。

政治過程も基本的にこの改革案を前提として展開されたことが影響していることを、実証分析を通して明らかにした。

これに対して家族政策においては、社会主義期には男女両方が家庭の外で働く「二重稼ぎ手モデル (Dual worker model)」が存在していた点ではほぼ共通していたにもかかわらず、現在では女性の雇用を重視している事例、伝統的な男性稼ぎ手モデルに回帰し女性による家庭での育児を重視している事例、そして家族政策そのものを軽視している事例が並存しているというように、年金制度の場合と比較してより明確なパターンの違いが現れている。家族政策に関しては一般に、年金制度のような標準化されたモデルが存在しないことや、政治過程において各国の「文化」や「歴史」と結びついた主張が提起されることもあり、もともと各国の間で政策の相違が現れる可能性が高い。だがそれでも中東欧諸国の場合、短期間で同じ制度的遺産から方向性の異なる家族政策が導入されるに至ったことは、注目に値すると考えられる。

本稿では中東欧諸国においてあらわれた家族政策の相違を、「新しい社会的リスク」の視点を利用して分析することを試みる。まず「新しい社会的リスク」についてであるが、これは既存の産業福祉国家の枠組みでは救済されないリスク、特にグローバリゼーションや産業の第三次化の進展に伴う雇用の流動化や、女性の労働参加の拡大に伴う女性の社会的な役割および家族構造の変化に伴って生じるワーク・ライフ・バランスの乱れ—たとえば労働者が仕事と家庭生活を両立することに支障が生じたり、子どもの養育や障がい者・高齢者の介護が自分の就労や人生設計にマイナスの影響を与えたりするような状況の発生—をさす (Bonoli 2006, pp.5-8)。この新しい社会的リスクは、既存の産業福祉国家が想定していない社会層 (非正規雇用者、若年層、子どものいる家庭、働く女性など) に影響が集中する傾向が強いこと、および新しい社会的リスクの広がりがいわゆる福祉の削減とも軌を一にしていることから、各国は従来の枠組みとは別の形でこのリスクに対処することが求められている。だが現在の西欧諸国では、多くの国がこの新しい社会的リスクの影響を受けているにもかかわらず、その対応には相違が生じている。そしてその理由としては、新しい社会的リスクが各国において問題となるタイミングが異なっていること、新しい社会

的リスクの影響を受けると想定されるグループの権力資源に国による差があること、そして制度および過去の政策のフィードバックに違いがあることという、3つの要因があることが指摘されている (Bonoli 2006, pp.14-24)。本稿では、体制転換後に整備された中東欧諸国の家族政策を、この新しい社会的リスクの一つとされる「子育て」の問題への対応としてとらえ、その対応の相違について比較分析を行うこととしたい²⁾。

本稿の構成は以下の通りである。まず最初に中東欧諸国の家族政策について、児童手当 (学童期の子どもの養育) と育児休暇・育児手当 (乳幼児の養育) を対象として、制度面での相違を整理する。次にこの家族政策の相違について新しい社会的リスクの視点からの検討を行い、家族政策における制度の相違は、各国における子育てに関するリスク配分のあり方の相違と密接に関連していることを明らかにする。その上で、中東欧諸国の間で政策の方向性に相違が生じた理由について、各国における女性と労働の連関をめぐる政治を軸に説明をしていく。

2. 中東欧諸国の家族政策の現況－議論の出発点としての制度比較³⁾

社会主義期における中東欧諸国の家族政策は、完全雇用と出生率の向上を主たる目的として構築されていた点では基本的に共通していた (Noelke 2008, pp.64-66)。女性の就労率を向上させるために幼稚園・保育所や介護施設が整備され、従来は家庭 (女性) の責任とされていた年長者の介護や子どもの養育が

(2) 子育てに関しては、女性が男性稼ぎ手に依存する傾向を強めるといった点や女性が稼ぎ手である場合の収入が減るといった点では従来においてもリスクであったが、近年は子育ての問題が男性(父親)の問題としても認識されていること、子どもを抱えることが社会的なリスクを伴う(失業したり病気になったりしたときの生活維持がより困難になるなど)こと、および子育てを含む家庭生活全般と労働とのバランスをとることが男女ともに難しくなっていることから、現在では新しい社会的リスクとして認識されるようになっている (Anderson and Meyer 2006, p.172)。

(3) この章の記述は、Sengoku(2008)の家族政策の記述に加筆を行ったものである。

社会化されたことで、女性がフルタイムで働くことが可能となった。また企業や労働組合が医療・育児施設・休暇施設の提供や、個別の世帯への金銭もしくは物質的支援を行ったことで、働く女性に対してはより手厚い支援が与えられた。さらに出産・育児に伴う休暇と所得補償も整備され、子供を産むことに対する障壁も低くなっていた。このような社会主義体制の家族政策は、共働きの両親を前提として家族の機能の多くを社会で代替することにより家庭を維持させる、「二重稼ぎ手モデル」ないし「働く家族モデル (Working family model)」型の家族政策と称されることもある (Bahle 2008, pp.104-105) ⁴⁾。

社会主義体制の解体に伴ういわゆる「体制転換」の後は、家族政策に関連する政策枠組みについても他の社会政策の枠組みと同様に、市場経済に対応する形での変革が進められることとなった。そして体制転換から約20年を経た現在、これもやはり他の社会政策の枠組みと同様に、家族政策に関しても中東欧諸国の間で明確な相違が現れている⁵⁾。ここでは後の議論のために、現在の中東欧諸国における家族政策の枠組みについて、学童期の子どもを主として支援するための児童手当、および出産とその後の育児を支援するための育児休暇および育児手当のシステムを事例として現状を整理し、相違を確認しておくこととしたい。

まず現在の中東欧諸国における児童手当の概要については、表1にその概要を整理している。ここでは大きく、3つのパターンを確認することができる。

-
- (4) ただしこの時期の家族政策による便益は「個人の権利」として認められたものではなく、「国家による恩恵」として与えられてきたものであり、その意味で現在の社会政策における給付とは性格が異なる側面もある。だが他方で、例えばポーランドでは社会主義期の1970年代から80年代にかけて、生活に困窮した状態にある個人を家族に代わり国家が直接的に保護し、その最低限の生活を保障するシステムが存在していたことも指摘されている (Sierpowska 2006, pp.180-181)。
- (5) 他の事例として、年金制度に関して仙石 (2007a) を、社会協議の制度に関して仙石 (2008) を、それぞれ参照のこと。

表1 中東欧諸国における児童手当

所得調査の有無	チェコ あり	エストニア なし	ハンガリー なし	ラトヴィア なし	リトアニア なし	ポーランド あり	スロヴァキア なし	スロヴェニア あり
対象	月収が最低生活水準の2.4倍以下の家族	居住者	市民及び合法的移民・難民	市民、ラトヴィアのパスポートを有する非市民、及び永住外国人	少なくとも片親が居住者	原則月収が504ズウォチ以下の市民および合法的居住者	居住者	月収が平均月収の75%以下の居住者
子ども一人あたりの月額	子どもの数と年齢による	世帯あたりで定額(ただし子ども3人以上の家族には増額)	子どもの数と家庭の事情(片親が否かなど)による	子どもの数による	子どもの数と年齢による	子どもの数と年齢による	世帯あたりで定額	所得と子どもの数による
期間	義務教育終了まで(学生の場合26歳まで)	16歳まで(学生の場合19歳まで)	義務教育終了まで(学生の場合23歳まで)	15歳まで(学生の場合20歳まで)	18歳まで(子どもが3人以上で学生の場合24歳まで)	18歳まで(学生及び障がいがある場合24歳まで)	16歳まで(学生及び障がいがある場合25歳まで)	18歳まで(学生及び障がいがある場合26歳まで)

出典: Ringold and Kąsek (2007, 61-62); MISSOC

表2 中東欧諸国における育児休暇ないし育児手当

	チェコ	エストニア	ハンガリー	ラトヴィア	リトアニア	ポーランド	スロヴァキア	スロヴェニア
対象	フルタイムで子どもを養育する親に支給される育児手当制度が存在(幼稚園への通園や託児に制限あり)	働いている人(健康保険被保険者)のための育児休暇制度と、自宅で子どもを養育する人に支給される育児手当が並存	働いている人(健康保険被保険者)のための育児休暇制度と、自宅で子どもを養育する人に支給される育児手当が並存	働いている人(健康保険被保険者)のための育児休暇制度と、自宅で子どもを養育する人に支給される育児手当が並存	働いている人(健康保険被保険者)のための育児休暇制度が存在	働いている人(健康保険被保険者)のための育児休暇制度が存在	フルタイムで子どもを養育する親に支給される育児手当制度が存在。子どもは幼稚園に通っていないことが求められる	働いている人(健康保険被保険者)のための育児休暇制度が存在
期間 (原則、多くの国で多産や障がい児の場合特例あり)	育児手当が最長4年(期間と手当額の選択による)	育児休暇は575日、育児手当は3年	育児休暇は2年、育児手当は3年	育児休暇は1年、育児手当は2年	育児休暇2年(通常56日の出産休暇の後は父母いずれも取得可能)	育児休暇24ヶ月(双子以上は36ヶ月、障がいがある子の親の場合72ヶ月)	育児手当3年	育児休暇が原則260日(産後77日の出産休暇の後は父母のいずれも取得可能)
父親固有の育児休暇制度	育児休暇制度が存在しない	なし	なし	10日間	最大1ヶ月	なし	育児休暇制度が存在しない	90日(うち15日は子どもが6ヶ月になるまでに取得する義務がある)
育児期間中の手当の額	定額の育児手当(期間と金額は各自が選択、月額を少なくともして長期の支給を受けるか月額を多くして支給期間を短くするかが選択可能)	育児休暇取得者には過去1年間の平均日収の100%が支給される。それ以外の自宅で子どもを養育する人への育児手当は定額	育児休暇取得者には過去1年間の平均日収の70%(ただし最低日収の2倍の70%が上限)、それ以外で自宅で子どもを養育する人への育児手当は定額	育児休暇取得者には、1年目は前月の平均月収の100%、2年目は85%	1年目は過去3か月の平均月収の100%、2年目は70%、2年目は定額。それ以外の自宅で子どもを養育する人への育児手当は定額	定額の所得補償	定額の育児手当	所得補償として資格者の過去1年間の平均月収の100%
備考	仕事を継続する場合は、家庭で常時育児を行う代わりに人がいる場合に限り支給される	健康保険被保険者向けの手当と育児手当とは同時支給ができない	3人以上の子どもを家庭で育てている場合、一番下の子が8歳になるまで、追加の手当が支給される。なお健康保険被保険者向けの手当と育児手当とは同時支給はできない	健康保険被保険者向けの手当と育児手当とは同時支給ができない	働いていない家族に対する育児給付は存在しない	働いていない家族に対する育児給付は存在しない	働いている場合の給付は存在しない(幼稚園通園への補助などはある)	働いていない家族に対する育児給付は存在しない

出典: MISSOC

- 1) 居住により資格が与えられ、手当の金額は子どもの年齢・人数により変動する：ハンガリー、ラトヴィア、リトアニア
- 2) 居住により資格が与えられ、定額の手当が与えられる：エストニア（子どもが3人以上の場合増額）、スロヴァキア
- 3) 所得調査があり、低所得層のみに手当が付与される：チェコ、ポーランド、スロヴェニア

この相違は、必然的に政策の目的と連関している。すなわち、1)のように子どもの年齢や人数により手当の金額が変動するシステムは、少子化対策などを目的として子どもの多い家庭に重点的な支援を行うのに対して、2)のような定額の手当は家庭の子育てに対する補助的な支援が主たる目的となり、そして3)の所得調査つきのシステムは、低所得者層を重点的に支援することを目的としている。

このような政策目的の相違は、育児休暇や育児手当においてもみることができる。育児休暇・育児手当に関する制度は表2の通りであるが、ここでも以下の3つのパターンを確認することができる。

- 1) 労働者の育児休暇制度と労働者以外の家庭への生活支援の手当が並存している：エストニア、ハンガリー、ラトヴィア
- 2) 労働者に対する育児休暇制度が導入されている：リトアニア、ポーランド、スロヴェニア
- 3) 自宅で育児を行う家庭への支援制度が存在している；チェコ、スロヴァキア

この2つの制度のあり方を組み合わせると、広い範囲の家庭を対象として給付を行っているエストニア、ラトヴィア、ハンガリー、働いている家庭への給付を中心とするリトアニア、ポーランド、スロヴェニア、そして家庭での育児を重点的に支援するチェコ、スロヴェニアという相違をみることができる。

この相違については、家族政策に関する財政支出のありかたの違い（表3）でもある程度確認することができる。エストニア、ハンガリー、ラトヴィアの3カ国に関しては、社会政策における家族政策に対する支出比率が10パーセントを超えている一方で、家族手当における資産調査の比率は非常に低いレベル

にある。これに対して、家庭での育児を重点的に支援するチェコとスロヴァキアでは家族手当の支給率が低く、そして働いている家庭への給付が主となる8ヵ国では、家族手当の支給比率は上の2つのグループの間間だが家族手当における資産調査比率が高いという状態にある。ただしポーランドに関しては、資産調査のある児童手当と定額の育児手当という組み合わせのために、家族手当の支出比率は8ヵ国の中で最低となっている。

表3 中東欧諸国における社会支出と家族手当支出の構造 (2006年、単位%)

	社会支出 (対GDP比)	うち家族手当 (対GDP比)	社会支出に対する 家族手当の比率	社会支出のうち資産 調査分(社会支出全 体に対する割合)	家族手当のうち資産 調査分(家族手当全 体に対する割合)
Czech Republic	18.1	1.4	7.7	5.0	35.7
Estonia	12.2	1.5	12.3	0.8	0.0
Hungary	21.8	2.8	12.8	4.6	3.6
Latvia	11.9	1.2	10.1	1.7	0.0
Lithuania	12.8	1.1	8.6	1.6	9.1
Poland	18.8	0.8	4.3	5.3	75.0
Slovakia	15.3	1.2	7.8	5.9	0.0
Slovenia	22.2	1.9	8.6	9.0	68.4

出典：Eurostat

だが家族政策に関しては、制度や財政面のみではその実相はみえてこない。家族政策の性質をより正確に理解するために、ここでは新しい社会的リスクの視点から中東欧諸国の枠組みを見直してみることにしたい。

3. 新しい社会的リスクの視点からみた中東欧諸国の家族政策

新しい社会的リスク論は、既存の福祉の枠組みだけでは新しいリスクに十分に対応できない状況が複数の国で現れていることに着目し、そのリスクをいかなる形で軽減しようとしているかを比較することを、特徴の一つとしている。そしてこれは家族政策の場合、育児に伴い生じるリスクの軽減の方法の違い―具体的には、いわゆる「男性稼ぎ手モデル」に依拠することで女性に育児のリスクを負わせているか、男女両方が仕事と育児のバランスをとれるように、社会全体でリスクを分担する制度を構築しているか、もしくはそもそも政府が育児に関連する制度を整備せず、子育てのリスクを個別の家庭に負わせている

かーとして現れるのが一般的である。

これまでの研究は、西欧諸国を主たる対象としてこの問題を検討してきた。一例としてダゲールは、スウェーデン、フランス、イギリス、スイスを事例として、就学前の子どもに対する公的な養育システム（保育園・幼稚園など）の制度のあり方に関する比較分析を行っている（Daguerre 2006）。ダゲールはまず、子どもの養育に関する政治は、家族の価値に関する規範的な視点をめぐる政治（子どもは家庭で養育されるべきか否か）と、女性の労働参加に関する労働市場の状況をめぐる政治（女性の就労を促進すべきか否か）という二つの軸において展開されること、および前者には女性団体や各種社会団体、教会、政党が関与する可能性、後者には労働組合や経営者団体が関与する可能性が高いことを整理した上で、両者の間で子どもの公的な養育を指向する連携がある場合は公的なサービスの拡充が進められる可能性が高いが、男性稼ぎ手モデルを指向する連携がある場合には公的サービスの拡充は難しくなることを指摘している。そしてこの議論を元にダゲールは4ヵ国の比較分析を行い、スウェーデンとフランスではもともと女性の労働指向の高さから子どもの公的養育を求める勢力の影響力が強く、これが早期からの公的な養育サービスの拡充をもたらしたのに対して、イギリスとスイスでは伝統的には家族指向が強かったことで公的なサービスの整備は遅れていたものの、1990年代以降に生じた労働力の不足が特に資本家の側に女性の労働参加を求める動きをもたらし、これと男女の機会均等を求める左派系の政党や女性団体が結びつくことで公的な育児サービスの拡大という政策の変化が生じたことを整理した。

またアンダーソンとメイヤーはより経路依存的な視点から、年金制度における育児期間の算入の方式に焦点を当ててドイツとスウェーデンの比較を行い、両国における育児リスクへの対応の相違を説明している（Anderson and Meyer 2006）。具体的には、スウェーデンの場合1970年代から女性の労働参加が進展したために早期から子育てに関わる問題が現れたことで、年金制度においても育児や教育による離職、あるいはパートタイムでの労働期間が不利益とならないような制度が形成されたのに対して、ドイツでは最近まで男性稼ぎ手モデルを前提とする制度が維持されていて、そこから近年の年金制度改革でも女性の

労働参加はパートタイムを前提とした制度が導入されているという相違が存在することを整理している。

これらの研究は総じて、女性が子育てのために労働から離れることによるリスクがどのように軽減されているかという視点から、各国の比較を行っている。そしてこの視点に基づくならば、各国の家族政策を比較する際には家族政策のみに着目するのでは不十分であり、家族政策と他の政策、例えば公的育児制度や年金制度などと家族政策とがどのように結びついているか、そして全体として子育てというリスクに対してどのように対処しようとしているのかという点を検討することが必要になる。そこで次の段階として、中東欧諸国における子育てのリスクへの対処の違いについて、女性の就労との関係を踏まえて整理しておくこととしたい。

まず6歳以下の就学前の子どもがいる女性の就労率については、表4にデータを示している。これによると就学前の6歳以下の子どもがいる女性の就労率は、ハンガリー、チェコ、スロヴァキアが全体的に30パーセント台と低く、一方でスロヴェニアは70パーセント台、リトアニアは60パーセント台の高い値にあり、その他の国はだいたい50パーセント台となっている。また子どもがいる家庭とない家庭の女性の就労率を比較すると、子どものいる女性の就労率が低い3ヵ国については子どものいない女性の就労率の方が明らかに高いのに対して、他の国では就学前の子どもがいる女性とない女性との間の就労率の差は小さく、特にスロヴェニアでは子どものいる女性の就労率が子どものいない女性の

表4 中東欧諸国における6歳以下の子どもがいる女性の就労率 (2007年、単位%)

	子どもがいない女性	子どもが1名	子どもが2名	子どもが3名以上	子どもがいない女性と6歳以下の子どもがいる女性の雇用率の差*
Czech	42.3	32.2	35.4	30.7	40.5
Estonia	48.5	55.2	52.4	n.a.	25.7
Latvia	46.5	60.7	54.3	53.8	19.4
Lithuania	39.5	67.9	64.2	59.1	4.3
Hungary	35.3	35.9	34.7	19.7	33.6
Poland	33.5	55.4	52.1	47.4	10.3
Slovenia	35.4	77.0	78.3	67.4	-5.5
Slovakia	39.7	37.2	36.8	31.1	32.8

出典: Eurostat, ただし*は European Commission, Employment and Social Affairs DG, *Indicators for monitoring the employment guidelines 2007 Compendium* (Brussels, October 23, 2007)による2006年のデータで、値が大きいほど子どものいない女性の就労率の方がより高くなることを意味する。なお子どもの年齢は「一番下の子ども」を基準としているため、2名以上の場合全員が6歳以下とは限らない。

就労率を上回っている。

他方で、子どものいる女性の就労率は、公的な育児の整備の程度とは必ずしも連関していない。その点を示すのが表5であるが、これによれば子どものいる女性の就労率の高いエストニア、ラトヴィア、スロヴァキアでは就学前教育のカバー率が高い一方で、女性の就労率の低いチェコ、ハンガリーの3歳児以上の就学前教育のカバー率が、30時間未満のものと30時間以上のものとを合計すれば東欧の中でも高いレベルにあり、逆に就学前の子どもがいる女性の就労率が相対的に高いリトアニアとポーランドにおいて、公的な就学前教育ないし保育の制度の整備が遅れていることが分かる。ただしチェコ、ハンガリー、スロヴァキアにおいては2歳児までのカバー率が低く、これが2歳以下の子どもを抱えている女性の就労率を引き下げている可能性があるが、このことのみでは同じようにカバー率の低いポーランドの女性の就労率の高さは説明できない。

最後に年金制度における育児期間の考慮についてであるが、これは表6をもとにすると、以下のように分類することができる。

- 1) 育児は年金期間に反映されない：リトアニア、スロヴェニア
- 2) 育児休暇期間が反映されるが、育児休暇は労働者のみが取得可能：ポーランド
- 3) 在宅育児期間が年金に反映される：チェコ、エストニア、ハンガリー、ラトヴィア、スロヴァキア

ここで整理した各国の間の相違は、前章で整理した家族政策のパターンとは必ずしも連関していない。例えば就学前の子どもがいる女性の就労率が低いハンガリーとチェコは、先の制度の類型ではそれぞれ異なるパターンに分類されている。だが家族政策と、他の領域とを連関させてみると、中東欧諸国における家族政策を以下のようにより明確に類型化することができる。

表5 中東欧諸国における就学前教育などのカバー率 (2005年、単位%)

	0-2歳を対象とするもの		3歳から就学前の子どもを対象とするもの	
	週30時間未満	週30時間以上	週30時間未満	週30時間以上
Czech Republic	2	0	30	40
Estonia	3	9	9	69
Latvia	2	16	6	60
Lithuania	2	9	11	46
Hungary	2	5	30	49
Poland	0	2	8	22
Slovenia	2	22	10	67
Slovakia	0	3	10	57

出典:European Commission, Employment and Social Affairs DG, *Indicators for monitoring the employment guidelines 2007 Compendium* (Brussels, October 23, 2007)

表6 中東欧諸国の年金制度における育児期間の考慮

Czech Republic	4歳以下の子どもの育児期間は年金期間に算入
Estonia	8歳以下の子どもの育児期間は年金期間に算入
Latvia	8歳以下の子どもの育児を行う「母親」は年金期間に算入
Lithuania	育児期間は年金期間に算入されない
Hungary	育児手当の受給期間は年金期間に算入
Poland	育児休暇期間は年金期間に算入
Slovenia	育児期間は年金期間に算入されない
Slovakia	6歳以下の子どもの育児期間は年金期間に算入

出典: MISSOC

- a) 労働する女性を軸に制度が構築されている事例—エストニア、ラトヴィア、スロヴェニア

この事例においては女性の就労率が高く、またそれにあわせて働く女性による育児を支援するための枠組みが相対的に整備されている。それにより子育てのリスクが社会全体で負担され、働く女性が育児を行うリスクが低くなっている。

- b) 「男性稼ぎ手モデル」を軸に制度が構築されている事例—チェコ、ハンガリー、スロヴァキア

この事例においては女性の就労率が低く、基本的には女性が家庭で育児を行うことを前提とした制度が構築されている。そのため子育てに際して女性がキャリアを継続することが難しくなるなどの形で、女性が育児のり

スクを負う可能性が高くなっている。

c) 家族政策そのものの役割が限定的な事例－リトアニア、ポーランド

この事例においては女性の就労率が高いにもかかわらず、家族政策は必ずしも十分に発達していない。そのため子育てに関するリスクは、個別の家族で負担することになる。

新しい社会的リスクの視点を利用すれば、このような形で中東欧諸国の家族政策をより明確に分類することが可能となる⁶⁾。次はこの相違が生じた理由について、検討を進めていく。

4. 家族政策の多様化－リスクへの対応のあり方の相違

中東欧諸国の家族政策に相違があることそのものは、既存研究でもすでに指摘されている。ただその相違が生じた理由について、十分に検討している研究は少ない。従来の議論には、家族政策を各国の文化・宗教の相違と関連させて説明することを試みるものがある。一例としてバルト3国の家族政策を比較したアイドゥカイトは、リトアニアと他の2カ国の間の相違は基本的にエリート
の家族や子育てに対する態度・認識の相違から生じていること、およびその認識の相違は経済状況や人口動学の相違のみでなく、各国ごとの歴史、文化の相違、特にカトリックのリトアニアとプロテスタントのエストニア、ラトヴィアという相違も影響を与えていることを指摘している (Aidkaite 2006)。だがEU諸国の家族政策を包括的に比較したバルは、西欧諸国の家族政策に関しては

(6) 家族政策の分類については、バルが本稿と異なる視点での分類を行っている (Bahle 2008, p.116)。ここでは家族政策と側面的な育児支援を、国家による家族・労働関係への介入の形式(国家が公的な育児ケアを重視し労働市場への参入を促進するか、家族支援を重視し特に女性の家庭への復帰を進めるか、いずれの動機も有していないか)、および家族に対する支援のあり方(全ての家族か、大家族か、低所得家族か、特に家族政策を重視していないか)という2つの軸から整理し、そこから労働重視十全ての家族を支援するエストニアとラトヴィア、家族重視十大家族優遇のハンガリー、家族重視十低所得家族優遇のチェコ、ポーランド、家族重視だが家族政策を重く見ていないリトアニア、そして家族・労働関係には介入しないが大家族を重視するスロヴェニアという分類を行っている。

プロテスタントやカトリックといった宗教要因が一定の影響を果たしていることを確認しつつも、中東欧の場合はそのような相違では家族政策の相違を説明できないことを指摘している (Bahle 2008)。実際に文化や宗教に依拠する議論では、例えば同じ程度にカトリックの比重が高いリトアニアとスロヴェニアの間で家族政策に相違が生じていることを説明できないという問題がある。

これに対して、ジェンダー論の立場から相違を議論する研究もある。一例として、ハンガリー、ポーランド、ルーマニアの家族政策の相違をジェンダーの視点から分析した。フォードルらの議論がある (Fodor et al 2002)。フォードルらはこの3カ国の家族政策の相違について、社会主義期の制度的遺産と転換期のジェンダー・ポリティクスを結びつける形で、社会主義期から普遍的な育児休暇制度の導入 (労働を条件とせずに取得でき、かつ男性も取得できる) などを通して家庭内男女分業の取り組みを進めていたハンガリーでは、体制転換後も比較的女性に有利な制度が残されたのに対して、そのような制度的遺産が存在せず、かつ体制転換が男性を中心として進められたポーランド・ルーマニアでは女性・家族に対する支援を行う制度の整備が進まず、むしろ女性を家庭に回帰させる傾向が強くなっているという議論を提起している⁷⁾。

またモーガンは、ジェンダー論とEU拡大とを連関させる形で、中東欧諸国の家族政策を議論している。モーガンは、一般にはEU諸国における育児休暇制度の導入・拡大にはEUからの影響行使と各国国内の政治要因の両方が作用していることを指摘した上で、旧加盟国においてはEUの作用と国内政治が結びついたことで、EUが女性に配慮した家族政策を導入させるための重要なアクターとして作用したのに対して、中東欧諸国を含む新規加盟国においては、国内におけるジェンダー・ポリティクスが活発ではない上に、EUも労働市場の柔軟化などの経済面での施策の実施を優先させたことで、女性に配慮した育児休暇などの施策が遅れていることを整理している (Morgan 2008, 特にpp.52-55)⁸⁾。

(7) ただしこのフォードルらの議論では、ハンガリーの家族政策は女性の労働参加を抑制する傾向がある点について、論じることができないという問題がある。

(8) この点は例えばチェコにおいて、女性が家族に対する責任を果たせるように女性労働の柔軟化を進めるべきとEUが勧告したことに対して、国内では女性団体などから批判があったことが指摘されている(中田 2006, pp.185-187)。

このジェンダー・ポリティクスの枠組みを利用すると、家族政策の整備が進んでいるように見えるハンガリーとエストニア、ラトヴィアの間でも、ハンガリーの政策には必ずしも女性の立場が反映されているわけではなく、むしろ現在のハンガリーの制度は全体として女性を「家庭に戻す」作用を果たしている点で、エストニアやラトヴィアとは区別されることが明らかにできるというように、表面的な制度をみただけではわからない特質を明らかにすることが可能となる (Kakucs and Petö 2008。Morgan 2008も参照)。だがジェンダーの視点に基づく議論だけでは、例えば同じように女性の政治的な影響力が弱いポーランドとハンガリーの相違を説明することができない。また一般論としても、ジェンダー論だけではなぜある国で女性に関わる問題についての政治化が進み、他の国ではそれが生じなかったのかという問題について十分な議論を行うことができないという問題もある。

これに対して新しい社会的リスクの視点を利用すれば、ジェンダー・ポリティクスの視点も取り込みつつ、女性の政治化の程度の相違やそれに伴う帰結、リスク負担をめぐる政治という視点から具体的に議論することが可能となる。以下ではそれぞれの国における家族政策をめぐる政治について、この新しい社会的リスクの視点から分析していく。

4.1 労働する女性を軸に制度が構築されている事例

－エストニア、ラトヴィア、スロヴェニア

このグループに属する諸国は子どものいる女性の労働参加率が高く、またそれに呼応する形で働く女性の育児リスクを軽減させる制度が整備されているところに特徴がある。

まずエストニアでは、最大労組のエストニア労働組合連合 (EAKL) が労働市場における男女の機会均等を重視していることが、女性の就労に配慮した政策の導入に大きく貢献している。EAKLは組合内に機会均等委員会を設立し、賃金格差の是正を三者協議で主張するのみならず、組合としても女性労働者への労働教育機会を提供する、あるいは女性のキャリアアクセスを支援するなどの施策を実施してきた。また政府も比較的女性政策への関心が強く、EUの男

女機会均等プロジェクト“EQUAL”の一環として「選択とバランス」プロジェクトを実施し、家庭生活と労働の調和や子どものいる親（女性に限定せず）の就労ないし再就職が容易となるような制度の導入を進めてきた（EFILWC 2007, p.16, p.24）。このように女性を支援するシステムが導入された背景には、エストニアでは女性の就労率の高さを反映する形で労働組合における女性組合員の比率が高く、そこから労組が女性の立場を改善するアクターとして活動していること⁹⁾、他方で政治の場に男性稼ぎ手モデルへの回帰を強く主張するアクターが存在していないことなどが作用している。

スロヴェニアにおいては、児童手当に所得制限がある点や育児期間は年金期間に参入されない点では育児支援が不十分なようにみえるが、他方で育児休暇とそこでの所得保障は高いレベルにあり、また中東欧諸国で唯一父親の育児取得を義務化しているというように、一見矛盾した家族政策の組み合わせが存在している。だがこのような制度は、スロヴァキアの情勢に合致したものとなっている。スロヴェニアでは表4から明らかなように女性の労働参加の程度、特に子どものいる女性の労働参加の程度が中東欧諸国の中でも例外的に高く、そのため労働組合も女性の意向を無視できない状態にある¹⁰⁾。他方で、スロヴェニアでは男性稼ぎ手モデルを求めるアクターの影響力は弱く、カトリック教会もポーランドとは異なり、体制転換後の政治に対して自制的な立場を取っていたことで、家族政策や中絶問題で積極的な主張を行うことが少なかった（Vidmar 2008, pp.96-98）¹¹⁾。このような状況から、スロヴェニアでは夫婦のダ

(9) ちなみに2003年の段階で、エストニアでは労働組合員の59%、ラトヴィアでは57.2%が女性である。他にデータがある国では、ハンガリーの組合員における女性比率は49.8%、スロヴァキアでは42%である（Eurolineのホームページ<<http://www.eurofound.europa.eu/eiro/2004/03/update/tn0403105u.htm>>より）。

(10) スロヴェニアにおいては、三者協議においても女性の機会均等や対等な処遇は最優先の事項として扱われていたが、これには特に最大労組の自由労働組合連合(ZSSS)が大きな役割を果たしているとされる(EFILWC 2007, p.19)。

(11) スロヴェニアにおいても後に整理するポーランドと同様に、中絶に関する問題での対立は存在している（Meznarić and Ule 1998, pp.210-211）。ただしポーランドにおいては中絶の問題が家族の問題と結びつけられたことで家族政策の整備も遅れたのに対して、スロヴェニアでは教会が自制的に対応したことで中絶問題は家族政策に影響を与えることがなかった。

ブルインカムを前提として、育児により就労が妨げられる場合の補償を厚くするシステムが構築された。

ラトヴィアについては、上の2ヵ国に比べるとやや家族政策の充実度が劣るが、これには上の両国に比べると女性の立場の改善を進めるアクターの影響力が十分でないことが影響している。政党システムにおいては、経済対立軸は存在するものの福祉を表立って削減するような主張を行う政党は存続しにくいことが指摘されていて (Pabriks and Štokenberga 2006; pp.54-55)、福祉そのものが軽視されているわけではない。また上の2ヵ国と同様に子どものいる女性の労働参加率も高く、実際それに呼応する支援制度もある程度整備されている。ただ上の2ヵ国と異なり、労働組合が「女性を差別することは法的に禁止されている」ことを表向きの理由として女性の機会均等を重要視していないため (EFILWC 2007, p.18)、より積極的な施策を進める勢力が存在していない。男性稼ぎ手モデルへの回帰を主張するアクターも存在していないため「揺り戻し」こそ生じていないものの、積極的に女性を支援するアクターも存在しないことで、ラトヴィアでは制度の整備が上の2ヵ国より遅れることとなる。

4.2 「男性稼ぎ手モデル」を軸に制度が構築されている事例

－チェコ、ハンガリー、スロヴァキア

このグループに属する諸国では基本的に女性の労働参加率が低く、同時に「男性稼ぎ手モデル」への執着が強く存在する、もしくはジェンダー問題への反発が存在することで、家族政策は在宅育児を支援する制度、ひいては女性に育児のリスクをより多く負わせる枠組みが構築されることになる¹²⁾。

その典型的な例がハンガリーである。ハンガリーの場合、これまでの政府は必ずしも男女の機会平等化に基づく家族政策の導入には積極的ではなく、EU

(12) パスカルとルイスは、ポスト社会主義諸国においては体制転換後の経済的困難と失業の増大、あるいは男性主導による体制転換とそれによる価値の「再伝統化 (retradition-alisation)」に伴い、女性を再び家庭に戻すような政策がとられる傾向が強いことを指摘しているが (Pascal and Lewis 2004)、この議論が当てはまるのは基本的に、ここでとりあげた中東欧の3ヵ国に限定されると考えてよいであろう。

加盟に伴う制度変更においても男女を平等に取り扱う法的制度こそ導入したものの、実質的には男性稼ぎ手モデルに依拠する（あるいは男性の育児参加などを回避させる）制度が維持されてきた。先に見たように、ハンガリーの育児休暇制度は他国に比べると充実しているものの、復職の規定が整備されていないために復帰後に元の仕事に戻れる可能性が低く、さらに0歳から2歳児の間の公的ケアが不足しているため、一度育児休暇を取得するとそのまま仕事に戻れない例も多いとされる。また育児休暇は男女とも取得できるが、男性の取得を進める制度がないために、男性が育児休暇を取得することがほとんどないことも指摘されている (Fodor 1998, pp.153-4; Kakucs and Petö 2008, pp.185-186)。このような状況が生じた背景には、ハンガリーの場合保守系の政党を中心に「男性稼ぎ手モデル」を維持することを主張する勢力に一定の影響がある一方で、女性の就労や男女機会均等を推進する勢力が十分な力を有していないことが、大きく作用している。保守系の政党は女性の選択の自由こそ主張するものの、基本的には女性の家庭での役割を重視し、女性の家庭への回帰を進めることをめざしているとされる。他方で中道左派の社会党は女性問題への関心こそ有しているものの、有力な支持基盤の一つである労働組合、特にその中でも男性労働者は男女の機会均等化により自らの地位が脅かされることに不安を有しているため、積極的な男女機会均等化に乗り出せない状態にある (Fodor 1998, pp.157-161)¹³⁾。この結果としてハンガリーでは、保守系のオルバン政権により導入された、専業主婦層に厚い支援を行う家族政策が、そのまま現在まで引き継がれることになる (Tóka 2004, 308-312)。

チェコの事例では、男性稼ぎ手モデルへの回帰を強く求めるアクターこそ存在していないものの、主要なアクターもジェンダーへの関心が低い、もしくは

(13) 労組においてはセンターレベルでは一定の女性問題での活動が見られるものの、全般として労組は女性問題への関心が低く (EFILWC 2007, p.15)、むしろ一般組合員レベルでは男性労働者は女性の機会拡大に強く抵抗しているとされる。ちなみにハンガリーでは、社会党は労働組合との提携を追求しているものの、労働組合は過去の社会党のリベラル化政策への反発や、社会党が現在の労働者より現在不利な立場にある若年層や女性を重視していることへの不満もあり、必ずしも社会党を支える十分な基盤とはなっていないとされる (仙石 2008, pp.59-60)。

ジェンダーに対して否定的態度を有していることから、経路依存的に現在の制度が形成されてきたと考えられる。まず1990年代前半のクラウス政権の時期には福祉の効率化が提起されたものの、実際に行われた改革は抵抗勢力の少ない、育児手当などを含む社会給付への所得制限の導入のみであった。その後1996年から2006年までは社会民主党を中心とする政権が続いたが、社会民主党も基本的には福祉拡充を求めているものの、当時の指導部および支持基盤である労働組合はジェンダー問題を否定的にとらえていたため、男女の実質的な機会均等をすすめるような家族政策の実施には消極的であった（中田 2006, pp.181-182。Večerník 2008も参照）¹⁴⁾。そのためハンガリーと同様チェコにおいても、EU加盟に際して政府の側で特に積極的な男女機会均等化のための家族政策が行われることはなかった（Hašková and Křížková 2008, pp.159-163）。この結果としてチェコにおいては、年金や失業、あるいは医療保険においては社民政府の元で整備が進められるものの女性の就労を促進するような制度の整備は進まず（Večerník 2008, pp.508-512）、結果として女性は育児のために家庭に復帰する傾向を強めることとなる¹⁵⁾。

スロヴァキアにおいてもチェコと同様に、強い男性稼ぎ手モデルへの執着も、女性の機会均等を推進するアクターも存在しなかったことが、経路依存的に現在の制度をもたらしたと考えられる。スロヴァキアの場合は、1990年代中期の政治が主として国家形成および民主主義のあり方をめぐる政治を軸に展開されていたこともあり、社会政策の改編は遅れていたが、1998年のズリンダ政権の成立を境に保守・リベラル系の諸政党と左派・ナショナリスト系の諸政党の間で、緩やかな経済対立軸が形成され、経済問題が政治における軸の一つとなった（Rybár 2006; Houghton and Rybár 2008）。そしてその過程で2002年に成立し

(14) チェコにおいても労組のジェンダー問題への関心は低く、しばしば侮蔑やあざけりの対象ともなっていたことが指摘されている（EFILWC 2007, p.15）。

(15) なお2006年の選挙で成立したリベラル、キリスト教系、及び緑の党の連立によるトポラーネク内閣は、均一税率の税制導入、社会給付への所得制限強化、および労働インセンティブの向上を目的とするリベラル的な改革を実施することを検討しているとされる（Večerník 2008, pp.512）。これが実施された場合、後に述べるリトアニアやポーランドと同じような状況がチェコでも表れるかどうか、今後の議論の対象となろう。

た保守・リベラル系政党の連立による第2期のズリンダ政権は、EU加盟を最優先の目的としていたこともあり経済のリベラル化を促進し、その過程で社会政策の改編も進められた。具体的には「新しい社会政策」路線として、労働インセンティブを高める施策の導入や社会給付の適切なターゲット化を実施したが、これは福祉の一律削減を意図したのではなく、貧困層への最低給付の拡充や積極的労働政策の拡充のように、必要なところへの支援の拡大も含んでいた。そして、家族政策に関しても、就労せず子どもを養育している親への育児手当の増額など、家庭での育児を支援する改訂が行われていた (Ringold and Kasek 2007, p.18)。だがこの制度改革とあわせて実施された税制改革に伴う一律税率の導入が、当初の意図と異なり失業者のいる家庭や子どもの多い家庭では実質的に所得減と結びついたことで、政治的には「福祉削減」への反発が生じることとなった。そして2006年の選挙ではこれを批判する左派政党が勝利し、ナショナリズム系の政党と連立政権を形成することとなる。ただしスロヴァキアの左派政党および労働組合もジェンダー問題への関心は低く、また女性の労働参加率も低いことで、家族政策に関しては結局家庭育児を支援する制度がそのまま残ることとなる。

4.3 家族政策そのものの役割が限定的な事例－リトアニア、ポーランド

このグループの両国は、女性の労働参加率は高いにもかかわらず家族政策の整備が遅れているという点で、第1のグループとは対照的な事例にあるが、その背景としてこの両国では他の諸国と比べて、リベラルな経済政策を追求する勢力が相対的に強く、福祉よりも市場化の方が優先されてきたことが影響している。

まずポーランドの場合、体制転換後の女性および家族をめぐる問題は主としてカトリック教会と世俗派の間の「中絶」をめぐる議論に転嫁されてしまい、この議論が過熱化したことが逆に本来の意味での家族政策の整備を遅らせる結果を招いたことが指摘されている (Titkow 1998, pp.27-31)。体系的な家族政策への取り組みが見られるのは1997年からのプゼックを首班とする保守政権の時期のことであるが、このときはむしろ女性の家庭回帰を促進することが重視さ

れたために、例えば産前産後休業の期間はEU基準を上回る形で設定されたが、男女機会均等化を進めるような制度変革は十分には進められなかった (Leiber 2007, p.353; Regulska and Grabowska 2008, pp.142-143)¹⁶⁾。これに対して2001年に政権に復帰した民主左派同盟は、女性に関する問題には一定の理解を示していたものの、「EU加盟」という目的を達成することの方をより優先していた (Grzybowski and Mikuli 2006, pp.205-206; Regulska and Grabowska 2008, pp.147-150)。そのためまず悪化していた財政状況に対応するために緊縮政策をとり、家族政策においても財政支出を抑制するために、低所得の家庭を重点的に支援するような制度への変革を進めた (仙石 2007b, p.175)。他方でEU加盟の国民投票で教会の支持を取り付けるため、中絶法の改正の撤回をはじめとして、教会の抵抗を招くような政策を実施することを抑制していた (Regulska and Grabowska 2008, pp.147-150)。このような流れから、ポーランドでは家族政策そのものの整備が他の中東欧諸国に比べても大幅に遅れることとなる。さらに加えて、2001年の左派政権以後の政権はいずれも経済政策においてリベラルな立場をとっていることから、この時期には制度が適切に整備されていないにもかかわらず、生計維持のために子どもがいる女性も働く必要が生じるようになる¹⁷⁾。

最後にリトアニアに関してであるが、リトアニアではポーランドとは異なり、カトリック教会のような男性稼ぎ手モデルの支持勢力の影響力は、必ずしも強くはない。むしろリトアニアの場合、経済のリベラル化を進める政党が、特に体制転換の初期に影響力を有していたことが、家族政策を含む社会政策全般のリベラル化と密接に関連している。1990年代前半の経済改革においてリベラル系の政党は、海外からの直接投資を導入することを主たる目的として経済政策のリベラル化、およびそれと並行して労働組合の影響力を削減し雇用の柔軟化を進める政策を推進した (Woolfson and Beck 2002)。この結果としてリトアニ

(16) このプゼック政権期の1999年に実施された年金制度改革では、「男性労働者」の利益を守るために年金支給年齢の男女同一化が労働組合により否定されるといった事態も生じた (仙石 2001, p.114)。

(17) このような事情のためか、ポーランドの合計特殊出生率は1.24と低い値にあり、また1997年をピークとしてすでに人口は減少段階に入っている (仙石 2007b)。

アでは福祉の削減が生じると同時に、福祉ロビーの出現そのものも抑制されることとなり、労組は女性雇用問題に関心を有していてもこれをイシューとして提起することが難しい状態にある。さらに政党システムにおいても、バルトの他の2国と異なり左派政党がある程度の影響力を有しているものの、リトアニアにおいては左右軸が経済問題とは別に作用しているため、左派が福祉推進勢力となりにくい状態にあるとされる (Ramonaitė 2006, pp.80-81)。このような状況から、リトアニアでもポーランド同様に、リベラルな経済政策に対応するために子どもがいる女性も就労しなければならない情勢が生じることとなる¹⁸⁾。

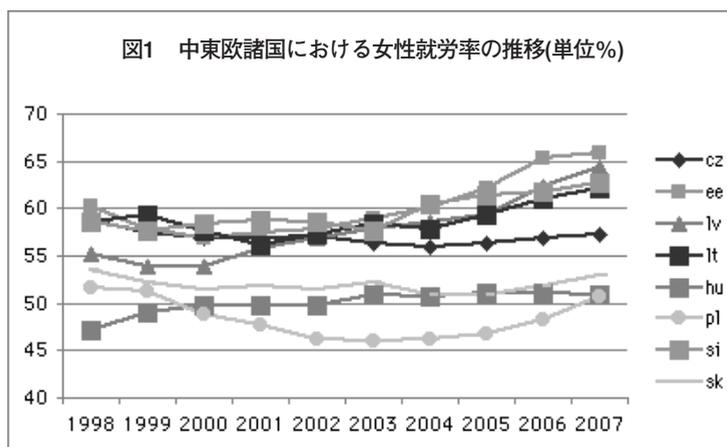
5. 結語

中東欧諸国における家族政策に関しては、女性の就労を前提として家族政策が整備された事例、男性稼ぎ手モデルに基づいて子どものいる家庭に補助的な支援を行う事例、そして制度そのものが十分に発達していない事例とが存在する。そしてその相違は、女性の就労に伴う機会均等を追求する勢力の影響力、およびこれに抵抗して男性稼ぎ手モデルを追求する勢力や経済のリベラル化を進めようとする勢力の影響力の相違と基本的には連関している。労組や政党(政府)がジェンダーの問題に関心を有している場合は育児リスクを社会的に負担する制度の導入が進む可能性があるが、これが弱い場合には男性稼ぎ手モデルの導入を主張するアクターや、あるいは福祉とは別に経済のリベラル化を追求するアクターの意向が反映され、育児リスクを女性ないし個別の家族に負わせる制度が導入される可能性が高くなる。本稿の議論は、およそこのように整理できるであろう。このように新しい社会的リスク論を利用することで、中

(18) 過去10年間の女性の就労率の変化については図1(本文末尾)を参照。これによると、リトアニアとポーランド(およびエストニア)では一時期低くなっていた女性の就労率が、近年急に上昇していることが分かる。また表4からも、6歳以下の子どものいる女性と子どもがいない女性とでの雇用率の差は、子どもがいる方が雇用率が高いスロヴェニアを例外とすると、リトアニアとポーランドの2カ国が相対的に両者の差が小さいことがわかる。

東欧諸国の家族政策の多様性およびその背景を育児リスクをめぐる政治という観点から議論することが可能となる。ただし今回の議論の一般性を確保するためには、少なくとも西欧諸国の家族政策についても同じような比較分析が可能かどうか、まず検討することが必要であろう。

なお補足として。ここでの議論をもとにするならば、家族政策の整備は他の福祉領域と異なり、社会協議や労働組合の影響力そのものとは必ずしも連関していないことは、注目すべき点である（以下社会協議に関しては仙石2008を参照）。スロヴェニアは労組の強さ、及び社会協議の機能が家族政策とも連関しているが、それは政党及び労組が女性に対して十分な配慮を行っていることとも関係している。これに対して、エストニアでは労組や社会協議はその影響力は必ずしも大きくはないものの、家族政策に関しては労組と政府の協働による制度の整備が進んでいる一方、ある程度労組が活発で社会協議も機能しているチェコでは社会民主党や労組が「抵抗勢力」となっていることで、制度の整備が阻害されているというように、家族政策の整備と社会協議の機能との関係が弱い事例も、中東欧諸国には存在する。この社会協議と福祉の全般的な関連については、別稿で分析を行うこととしたい。



<付記>本稿は筆者が研究代表者である科学研究費補助金「EU加盟後の中東欧諸国の政策変容の比較分析」(基盤研究C、2006年～2008年、課題番号18530109)、および研究分担者として参加している「旧ソ連・東欧地域における体制転換の総合的比較研究」(基盤研究A<研究代表者:北海道大学林忠行教授>、2005年～2008年、課題番号17201046)の成果の一部である。また本稿の執筆に際して、バルト3国、特にエストニアの状況に関して、小森宏美氏(京都大学地域研究統合情報センター)より様々な情報の提供を受けた。記して感謝の意を表したい。

[文献]

- Aidukaite, Jolanta, 2006, "Reforming family policy in the Baltic states: the views of the elites," *Communist and Post-Communist Studies*, 39:1, 1-23.
- Anderson, Karen M. and Traute Meyer, 2006, "New social risks and pension reform in Germany and Sweden: the politics of pension rights for childcare," in Klaus Armington and Giuliano Bonoli, eds., *The politics of post-industrial welfare states: adapting post-war social policies to new social risks*. London: Routledge.
- Bahle, Thomas, 2008, "Family policy pattern in the enlarged EU," in Jens Alber, Tony Fahey and Chiara Saraceno, eds., *Handbook of quality of life in the enlarged European Union*. London: Routledge.
- Bonoli, Giuliano, 2006, "New social risks and the politics of post-industrial social policies," in Klaus Armington and Giuliano Bonoli, eds., *The politics of post-industrial welfare states: adapting post-war social policies to new social risks*. London: Routledge.
- Daguerre, Anne, 2006, "Childcare policies in diverse European welfare states: Switzerland, Sweden, France and Britain," in Klaus Armington and Giuliano Bonoli, eds., *The politics of post-industrial welfare states: adapting post-war social policies to new social risks*. London: Routledge.
- European Foundation for the Improvement of Living and Working Conditions (EFILWC), 2007, *Gender and career development*. Online at: <http://www.eurofound.europa.eu/docs/eiro/tn0612019s/tn0612019s.pdf>.
- Fodor, Eva, 1998, "The political woman?: women in politics in Hungary" in Marilyn Rueschemeyer, ed., *Women in the politics of Postcommunist Eastern Europe*. Armonk: M. E. Sharpe, Inc.
- Fodor, Eva, Christy Glass, Janette Kawachi, and Livia Popescu, 2002, "Family policies and gender in Hungary, Poland, and Romania," *Communist and Post-Communist Studies*, 35:3-4, 470-490.
- Grzybowski, Marian and Piotr Mikuli, 2004, "Poland," in Sten Berglund, Joakim Ekman, and Frank H. Aarebrot, eds., *The handbook of political change in Eastern Europe* (second edition). Cheltenham: Edward Elgar.
- Hásková, Hana and Alena Krížková, , 2008, "Women and gender equality in the Czech Republic," in Silke Roth, ed., *Gender politics in the expanding European Union: mobilization, inclusion, exclusion*. New York: Berghahn Books.
- Houghton, Tim, and Marek Rybár , 2008, "A change of direction: the 2006 parliamentary elec-

- tions and party politics in Slovakia," *Journal of Communist Studies and Transition Politics*, 24:2, 232-255.
- Kakucs, Noémi, and Andrea Pető, 2008, "The impact of EU accession on gender equality in Hungary," in Silke Roth, ed., *Gender politics in the expanding European Union: mobilization, inclusion, exclusion*. New York: Berghahn Books.
- Kogan, Irena, Michael Gebel, and Clemens Noelke, eds., 2008, *Europe enlarged: a handbook of education, labour and welfare regimes in Central and Eastern Europe*. Bristol: Polity Press.
- Leiber, Simone, 2007, "Transposition of EU social policy in Poland: are there different 'worlds of compliance' in East and West?" *Journal of European Social Policy*, 17:4, 349-360.
- Mežnarić, Silva, and Mirjana Ule, 1998, "The case of Slovenia," in Marilyn Rueschemeyer, ed., *Women in the politics of Postcommunist Eastern Europe*. Armonk: M. E. Sharpe, Inc.
- Morgan, Kimberly J., 2008, "Toward the Europeanization of work-family policies?" in Silke Roth, ed., *Gender politics in the expanding European Union: mobilization, inclusion, exclusion*. New York: Berghahn Books.
- 中田瑞穂, 2006, 「EU拡大とチェコにおける新しい社会像の模索－ジェンダー問題を例に」 羽場久美子・小森田秋夫・田中素好編『ヨーロッパの東方拡大』岩波書店。
- Noelke, Clemens, 2008, "Social protection, inequality and labour market risks in Central and Eastern Europe," in Irena Kogan, Michael Gebel and Clemens Noelke, eds., *Europe enlarged: a handbook of education, labour and welfare regimes in Central and Eastern Europe*. Bristol: Polity Press.
- Pabriks, Artis and Aiga Štokenberga, 2006, "Political parties and the party system in Latvia," in Susanne Jungerstam-Mulders, ed., *Post-Communist EU member states: parties and party politics*. Aldershot: Ashgate.
- Pascall, Gillian, and Jane Lewis, 2004, "Emerging gender regimes and policies for gender equality in a wider Europe," *Journal of Social Policy*, 33:3, 373-394.
- Ramonaitė, Ainė, 2006, "The development of the Lithuanian party system: from stability to perturbation," in Susanne Jungerstam-Mulders, ed., *Post-communist EU member states: parties and party systems*. Aldershot: Ashgate.
- Regulska, Joanna, and Magda Grabowska, 2007, "Will it make a difference?: EU enlargement and women's public discourse in Poland," in Silke Roth, ed., *Gender politics in the expanding European Union: mobilization, inclusion, exclusion*. New York: Berghahn Books.
- Ringold, Dena, and Leszek Kasek, 2007, *Social assistance in the new EU member states: strengthening performance and labor market incentives*. Washington D.C.: The World Bank.
- Rybár, Marek, 2006, "Old parties and new: changing patterns of party politics in Slovakia," in Susanne Jungerstam-Mulders, ed., *Post-Communist EU member states: parties and party politics*. Aldershot: Ashgate.
- 仙石学, 2001, 「ポーランドの年金制度改革－「体制転換」のもとでの「制度変革」の分析」 佐藤幸人編『新興民主主義国の経済・社会政策』アジア経済研究所。

- 仙石学, 2007a, 「東欧諸国の年金制度－比較政治学の視点からの多様性の説明の試み」『西南学院大学法学論集』39巻4号、143-168ページ。
- 仙石学, 2007b, 「ポーランド」荻原康生他編『世界の社会福祉年鑑2007』旬報社。
- 仙石学, 2008, 「EU-8の社会協議システム－政党政治の視点からの分析」『大原社会問題研究所雑誌』595号、48-63ページ。
- Sengoku, Manabu, 2008, "Welfare state institutions and welfare politics in Central and Eastern Europe: political background of institutional diversity," paper presented at the workshop "Post-Communist transformation: the countries of Central and Eastern Europe and Russia in comparative perspective", Hokkaido University, 5 December 2008.
- Sierpowska, Iwona, 2006, *Prawo pomocy społecznej*. Kraków: Kantor Wydawniczy Zakamycze.
- Titkow, Anna, 1998, "Polish women in politics: an introduction to the status of women in Poland," in Marilyn Rueschemeyer, ed., *Women in the politics of Postcommunist Eastern Europe*. Armonk: M. E. Sharpe, Inc.
- Tóka, Gábor, , 2004, "Hungary," in Sten Berglund et al eds., *The handbook of political change in Eastern Europe* (second edition) . Cheltenham: Edward Elgar.
- UNICEF, 2007, *Transmonee 2007 features: data and analysis on the lives of children in CEE/CIS and Baltic states*. Florence, UNICEF innocenti Research Centre.
- Vecerník, Jiri , 2008, "Social policy in the Czech 'Republic': the past and the future of reforms," *East European Politics and Society*. 22:3, 496-517.
- Vidmar, Jure, 2008, *Democratic transition and democratic consolidation in Slovenia*. Frankfurt am Main: Peter Lang.
- Woolfson, Charles, and Matthias Beck, 2002, "Remapping labour rights: the case of transitional Lithuania," *Europe-Asia Studies*. 54:5, 749-769.

[ホームページ (2009年2月1日付で接続を確認)]

Eurostat:

http://epp.eurostat.ec.europa.eu/portal/page?_pageid=1090,30070682,1090_33076576&_dad=portal&_schema=PORTAL

MISSOC (Mutual Information System on Social Protection: Database on social protection system in EU member states) :

http://ec.europa.eu/employment_social/spsi/missoc_en.htm